

# 埼玉県バスケットボール協会 指定選手制度・規定

## 1. 目的

この制度は、埼玉県バスケットボール協会（強化技術部・エンデバー委員会）がエンデバー事業の目的を達成するためエンデバー事業の趣旨に同意し、参加可能な者を埼玉県Uー エンデバー指定選手（以下「指定選手」という）として認定し、埼玉県を代表する選手（主に県国体代表選手）の発掘・育成、技術向上・普及をめざし、県代表選手としての自覚を促すとともに、事業資金・人的資源の積極的な導入により、効果的な育成活動の展開を図ることを目的とする。

## 2. 事業

指定選手の効果的な育成活動の展開を図るため下記の事業を実施する。また、事業の運営には次の団体が相互に協力することとする。

（県ミニバスケットボール連盟、県ジュニアバスケットボール連盟 SJB、県高等学校体育連盟バスケットボール専門部）

- 1) 指定選手の健康管理・体力測定を実施する。（県協会 AT 委員会との連携）
- 2) 指定選手の育成活動に必要な助言、指導を与えるためのコーチングスタッフ、マネジメントスタッフを配置する。
- 3) エンデバースタッフの相互関係を図るため、エンデバースタッフ連絡会議を開催する。
- 4) 指定選手の競技力向上を図るため、練習会、講習会を実施する。
- 5) 指定選手の保護者、所属校顧問との協力・相談・進路
- 6) 各大会結果のまとめランキング表現（高等学校のみ）（県協会指導のもと HP 掲載）
- 7) 指定選手の進路に必要な事業・調査・報告を実施する。（中学⇒高校）（高校⇒大学）

## 3. 指定選手の認定基準と趣旨の同意確認

範囲（日本協会、埼玉県協会、各連盟に登録されている 12 歳から 16 歳まで選手）

各種別団体から推薦された者を県協会強化技術部・エンデバー委員会が選考の上認定する。

選考基準については、JBAのトップエンデバー選考基準をもとに年齢を考慮し、将来性を重視する。原則として将来、県国体代表選手としての資格を有することを了解できる選手とする。

\*この制度・規定の趣旨の同意を保護者・選手本人に確認し、同意できない場合は選考会への参加は認めない。

#### 4. 指定選手の認定方法・個人情報の扱い、強化スタッフ（コーチ）の委嘱・期間

- 1) 指定選手、スタッフともに会長名により認定、委嘱を行うとともに認定書、委嘱状の授与を行う。  
\*認定された者は、当協会ホームページに氏名を掲載する。その他の個人情報の扱いについては、協会規定による。（選手の写真等の使用拒否については、本人、保護者の申告を必要とする。）
- 2) 認定期間については、指定選手については認定書、委嘱状を授与した日より 1 年間とする。スタッフについては4年間をめどとする。但し、この期間中であっても事情により新たに追加、あるいは解除・辞退することができる。
- 3) 指定選手を対象とした練習会等の一般への公開・見学は、一部非公開とする場合がある。見学を希望する場合は、本人を確認、許可は主催者が判断すること。

#### 5. その他

当エンデバー委員会の活動全般において、県協会倫理規定を順守する。事故あるときは規定に従い対処する。

前記各項目に該当しない場合は、エンデバー委員会と県協会が協議し、適切な処置をとる事とする。

(附則) 本規定は、平成 25 年 3 月 17 日制定 本規定は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。